

さいがい そな ひつよう じゅんび
災害に備えていまできる準備をしておきせんか？

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ とうろく こべつひなんけいかく さくせい
～避難行動要支援者名簿への登録や個別避難計画の作成について～

～いまできること①～

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ とうろく
「避難行動要支援者名簿」に登録し、
ひなんしえん かか かた じょうほうていきょう どうい
避難支援に関わる方への情報提供に同意しておきましょう。

じぶん しえん ひつよう
まずは自分が支援を必要としていることを
まわ かた し たいせつ
周りの方に知っておいてもらうことが大切です。



ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ
「避難行動要支援者名簿」とは、
さいがいじ じりき ひなん こんなん かた ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼ さくせい
災害時に自力で避難をすることが困難な方（避難行動要支援者）の名簿を作成し、
ひなんしえん かか かんけいしゃ ていきょう ひなんしえん かつよう
避難支援に関わる関係者に提供して、避難支援などに活用するものです。

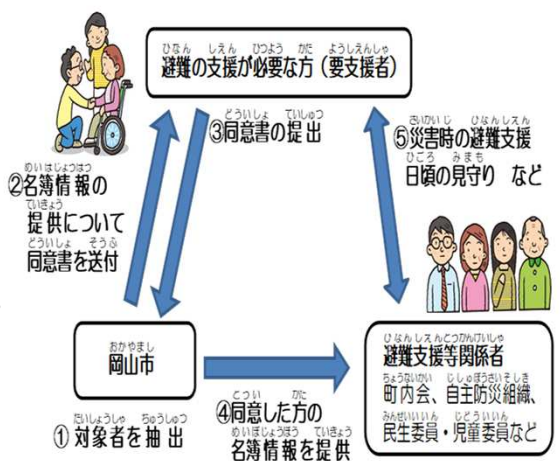
めいぼ たいしょうしゃ
名簿の対象者

たいしょうしゃ いか ようけん がいどう かた しせつにゆうしょしゃ のぞ
対象者は、以下の要件に該当する方です。（施設入所者を除く）

- ア 要介護認定3～5を受けている人
 - イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者
（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
 - ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
 - エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、地域定着支援を利用している精神障害者
 - オ 障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者
 - カ ア～オ以外で、避難に支援が必要な人で、名簿への掲載を申請した人
- ※「カ」の要件に基づき名簿掲載を希望する場合は、本人等から危機管理室へ名簿登録申請書を提出。

めいぼ さくせい かつよう なが
名簿の作成から活用までの流れ

- ①市が保有している情報に基づき、対象者を抽出。
- ②市から対象者に対して、平常時から関係者へ
名簿情報を提供することについての、同意書を送付。
- ③対象者から市へ同意書を提出。
- ④同意していただいた方のみを掲載した「避難行動
要支援者名簿」を作成し、避難支援等関係者に提供。
- ⑤災害時の安否確認などの避難支援や、平常時にも、
見守りや、個別避難計画の作成に活用。



■ 名簿に記載される情報

本人の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、町内会名、避難支援を必要とする理由など

■ 名簿の提供先（避難支援等関係者）

学区・地区安全・安心ネットワークや連合町内会、単位町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、岡山市消防局、岡山県警察 など

※ただし、岡山市消防局と岡山県警察については、災害時に迅速な支援を行うため、岡山市個人情報保護条例第9条第2項第1号の規定に基づき、同意の有無に関係なく情報を提供します。

～いまできること②～

災害時の避難先や支援方法などについて「個別避難計画」を作成し、支援に関わる方と計画書の内容を共有しておきましょう。

ご家族や支援してくれる方と話し合いながら、災害時の避難について考えておくことが大切です。



「個別避難計画」とは、

災害時に『いつ』『どこへ』『誰と』『どうやって』『なにを持って』避難するかなどを具体的に決めておき、災害に備えるための計画です。

■ 計画作成の対象者

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に掲載されている方が対象となります。

岡山市では、川の氾濫などによる浸水や土砂災害等の災害リスクが高い地域にお住まいの方から優先的に計画作成を進めることとしています。

■ 計画作成へのご協力をお願い

岡山市では、現在、各地域の自主防災組織を中心に民生委員・児童委員などの福祉関係者にもご協力いただきながら、地域における個別避難計画の作成を進めていただいております。

また、介護や障害福祉サービスを利用しておられる要支援者の方のなかで、ケアマネジャーや相談支援専門員等のサービスのプランを作成する福祉事業者がかかわっている方については、事業者にご協力いただける範囲で、段階的に事業者による計画作成を進める予定としております。計画作成に必要な範囲でこうした方々がお自宅などへ訪問させていただく場合がありますが、災害へ備えるための計画作成の必要性をご理解いただき、積極的なご協力をお願いします。

さいがいじ ひなん かてい びちく し
災害時の避難や家庭での備蓄などのポイントを知り、
 かてい そな
ご家庭でできる備えをしておきましょう！

ぼうさい かん ちしき み つ
防災に関する知識を身に付け、
 かてい そな たいせつ
ご家庭でできる備えをしておくことが大切です。



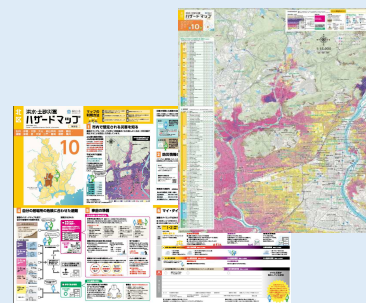
かくにん
◆ハザードマップを確認しておきましょう。

○ハザードマップとは、ある災害が発生した時に、危険と思われる
 箇所や災害時の避難場所などを地図にまとめたものです。

○岡山市では災害の種類ごとにハザードマップを作成しています。

- 洪水・土砂災害 ●内水 ●津波 など

○ハザードマップで、地域の災害リスク（想定される浸水の深さや、
 土砂災害警戒区域など）や避難場所などを確認しておきましょう。



※ハザードマップのイメージ

おかやまし さくせい にゅうしゅほうほう
＜岡山市作成のハザードマップの入手方法＞

おかやまし ききかんりしつ くやくしょ しよ ちいき こうみんかん はいふ
 岡山市危機管理室、区役所、支所、地域センター、公民館で配布しているほか、
 おかやまし かくにん
 岡山市のホームページでも確認することができます。



ひなん し はや ひなん ところ
◆避難のタイミングを知り、早めの避難を心がけましょう。

さいがいじ さ せま ひなん ひつよう ばあい おかやまし ひなんじょうほう はつれい
 災害が差し迫り避難が必要になった場合、岡山市から避難情報を発令します。

警戒レベル	新たな避難情報等	
5		緊急安全確保※1 きんきゅうあんぜんかくほ
~~~~＜警戒レベル4までに必ず避難！＞~~~~		
4		<b>避難指示※2</b> ひなんしじ
3		<b>高齢者等避難※3</b> こうれいしゃとうひなん
2		大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1		早期注意情報 (気象庁)

けいかい ひなん しじ  
**「警戒レベル4 避難指示」**  
 きけん ばしよ  
 で危険な場所から  
 ぜんいんひなん  
**全員避難しましょう！**

ひなん じかん こうれいしゃ  
**避難に時間がかかる高齢者や**  
 しょうがい ひと しえん ひと  
**障害のある人、その支援をする人などは**

けいかい こうれいしゃとうひなん  
**「警戒レベル3 高齢者等避難」**

きけん ばしよ  
 で危険な場所から  
 はや ひなん かいし  
**早めに避難を開始しましょう！**

## ◆防災情報を入手しましょう

### ●テレビ

○データ放送から、リアルタイムで情報を入手することができます。

～NHKデータ放送の見方～

①NHK総合にチャンネルを合わせてリモコンの「d」ボタンを押す

②「防災・生活情報」を選択する

③気象情報、避難情報、開設避難所情報、河川の水位などを見ることができます。



### ●岡山市防災メール

○気象情報や避難の情報などを、メールで配信します。

○右のQRコードから空メールを送って事前に登録をしてください。



### ●ラジオ

○乾電池などで動くラジオを用意しておく、インターネットが繋がらないときや、停電のときでも情報を入手することができます。

## ◆非常持出品や備蓄品を、準備しておきましょう。

### ●非常持出品の準備

避難先で2～3日間過ごす時に必要なものを、リュックなどにまとめて用意しておきましょう。

【例】食べ物、飲み物、現金、携帯ラジオ、懐中電灯、モバイルバッテリー、着替え、医薬品、洗面用具、マスク、体温計など



### ●備蓄品の準備

大きな災害が発生した時には、電気、水道、ガス、トイレなどが

利用できなくなるおそれがあります。

災害発生から3日間（できれば1週間）は生活できるように、水や食料、簡易トイレなど

生活に必要なものを準備しておきましょう。



避難行動要支援者に関する情報は、  
岡山市危機管理室ホームページに  
掲載しております。

【お問い合わせ】 岡山市危機管理室  
〒700-8546

岡山県岡山市北区鹿田町一丁目1-1

保健福祉会館8階

TEL : 086-803-1082 (直通)

FAX : 086-234-7066

Email : tiikibousai@city.okayama.lg.jp

岡山市 避難行動要支援者

検索

ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼ かん  
～避難行動要支援者名簿に関するQ&A～

とい じょうほうきょうゆう おこな  
**問** なぜ、このような情報共有のしくみづくりを行うのですか？

ひなんしえん ひつよう かた す きんりん かた し  
避難支援が必要な方がどこにお住まいか、近隣の方などが知らないと、いざという時の  
しえん ま あ だいきぼ さいがい はっせい ちよくご ぎょうせい じゅうぶんきのう  
支援が間に合いません。大規模災害が発生した直後は、行政が十分機能しないことも  
かんが ちいき ささ あ おこな  
考えられるため、地域で支え合うしくみづくりを行うものです。

とい どうい さいがいはっせいじ かならず たす  
**問** 同意をすれば、災害発生時に必ず助けてくれるのですか？

さいがいはっせいじ ちいきどう ひなん しえん う かのうせい たか しえん かなら  
災害発生時に地域等から避難の支援を受けられる可能性が高くなりますが、支援が必ず  
なされることを保証するものではありません。また、地域の支援者が法的な責任や義務を  
お  
負うものでもありません。

とい しせつ にゅうしょ ちょうきにゅういん ばあい めいぼ たいしょうしゃ  
**問** 施設入所や長期入院をしている場合、名簿の対象者とならないのですか？

めいぼ たいしょうしゃ ざいたく かた いちじてき にゅうしょ にゅういん かた ふく  
名簿の対象者は在宅の方（一時的に入所、入院している方を含む）としています。  
しせつ にゅうしょ ちょうきにゅういん かた しせつ びょういん しえん う  
施設への入所や、長期入院をしている方は、施設や病院での支援が受けられるため、  
めいぼ たいしょうしゃ  
名簿の対象者とはしていません。

とい どうい ばあい じょうほう ちいき ひと ていきょう  
**問** 同意した場合、情報が地域の人すべてに提供されるのですか？

おかやまし ちいきほうさいけいかく さだ ひなんしえんとうかんけいしゃ ひなんしえんとう じっし ひつよう  
岡山市地域防災計画に定められた避難支援等関係者にのみ、避難支援等の実施に必要な  
げんど めいぼじょうほう ていきょう  
限度で、名簿情報を提供します。

とい こじんじょうほう ひろ し ふあん  
**問** 個人情報幅広く知られるのではないかと不安なのですか？

どうい かた めいぼ じょうほう ひなんしえんとう かんけいしゃ ていきょう さい さいがいたいさくきほんほう  
同意をされた方の名簿情報を避難支援等関係者に提供する際には、災害対策基本法に  
もと しゅひ ぎむ か ばあい ふひつよう めいぼじょうほう きょうゆう りょう  
基づき守秘義務が課されています。また、不必要に名簿情報を共有・利用しないなど、  
てきせい じょうほうかんり しゅうち  
適正な情報管理をしていただくよう周知しています。

とい どうい ばあい じょうほう ていきょう  
**問** 同意をしない場合、情報は提供しないのですか？

へいじょうじ ひなんしえんとうかんけいしゃ じょうほうていきょう どうい ばあい さいがい はっせい  
平常時からの避難支援等関係者への情報提供に同意しない場合でも、災害が発生または  
はっせい ばあい ひなんしえんとう じっし ひつよう げんど ひなんしえんとう かんけいしゃ  
発生するおそれがある場合は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に  
めいぼじょうほう ていきょう  
名簿情報を提供することがあります。

**問** 同意書を期限までに返送しない場合、どうなりますか？

避難支援等関係者に名簿情報を提供することはありませんが、同意もしくは同意しないことについて、ご本人の意志がわからないため、毎年、同意書を送付させていただきます。

**問** 毎年同意をする必要があるのですか？

一度同意された方については、毎年同意をしていただく必要はありません。本人や法定代理人などから同意の取消の申請がない限り、避難支援等関係者へ名簿情報を提供します。ただし、住所など同意書の記載内容に変更があった場合には、危機管理室まで連絡をお願いします。

**問** 同意書を提出したあと、確認書が届いたのですが？

同意書をご提出いただいた方に対して、同意書の内容に変更が無いかどうかをご確認いただくため、同意されたかどうかに関わらず、毎年、確認書をお送りしています。確認書は内容に変更が無ければ、ご提出いただく必要はありません。

**問** 同意をしないと、災害発生時に支援を受けられないのですか？

支援を受けられないことはありませんが、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を保有しておくことで、緊急時に対応しやすくなります。

## ～個別避難計画に関するQ&A～

**問** 作成した計画書は誰が持つておくのですか？

作成した計画書は、岡山市危機管理室へご提出いただくほか、平時から本人や家族、避難支援者や作成に関与した町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員、ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉事業者などのうち、本人が同意した範囲内で共有しておきましょう。

**問** 計画を作成したら災害発生時に必ず助けてくれるのですか？

個別避難計画は、計画に基づく避難支援が必ず行われることを保証するものではありません。災害時には避難支援者の不在や被災等により避難支援を行えない可能性があります。

**問** 避難支援者は責任を問われたり、義務を負うことがありますか？

避難支援者の方にお願ひするのは、あくまでもご自身の安全が確保できる範囲での支援です。決して避難支援者の方が責任を問われたり、義務を負うものではありません。